

ご存じですか？

国民年金保険料の免除・猶予制度

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。しかし、保険料を未納のまま放置すると、将来年金を受け取ることができない場合があります。

平成21年度の国民年金保険料は、月額14,660円となっていますが、経済的な理由などで納付が困難な場合は、申請により保険料の免除・猶予を受けることができます。

■免除制度(全額免除・一部納付)

申請者の所得額などを審査した上で、保険料の免除(全額免除または一部納付)が決定されます。免除を受けた期間は未納期間とならず、受給資格期間に算入されます。

ただし、一部納付については、納付すべき保険料が未納となった場合、未納期間として扱われますので、ご注意願います。

【免除の要件・内容】

- 申請者、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であること
- 所得額、家族構成などに応じて「**全額免除**」または「**一部納付**」に分けられます。

| 制度名 | | 納付すべき保険料(月額) | 免除額(月額) | 免除期間分の年金額(※) |
|------|--------|--------------|---------|--------------|
| 全額免除 | | — | 14,660円 | 1/3の額 |
| 一部納付 | 4分の1納付 | 3,670円 | 10,990円 | 1/2の額 |
| | 2分の1納付 | 7,330円 | 7,330円 | 2/3の額 |
| | 4分の3納付 | 11,000円 | 3,660円 | 5/6の額 |

(※) 保険料を全額納付した場合との比較【国庫負担が3分の1の場合】

■その他の猶予制度など

- 若年者納付猶予制度 → 30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 学生納付特例制度 → 学生の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 法定免除 → 障害年金受給者や生活保護を受けている方の保険料が免除

■免除・猶予された保険料の追納

保険料の免除や猶予を受けた期間分については、保険料を全額納付した場合と比較して、受け取れる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、免除・猶予された保険料をさかのぼって納付すること(追納)ができます。

ただし、3年目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされますので、ご注意願います。

■手続き・お問い合わせ

- 住民課国保年金係 ☎ 76-5405
- 千葉国民年金電話センター ☎ 043-203-5600

税務課からのお知らせ

認定長期優良住宅^{200年住宅}を新築すると固定資産税が減額されます



平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に、次の要件をすべて満たす住宅を新築した場合、申告により当該住宅に係る固定資産税の2分の1が減額されます。

■対象となる住宅の要件

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する**認定長期優良住宅**(※)であること
(※) **認定長期優良住宅**の詳細については、税務課資産税係までお問い合わせください。
- ②居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の賃貸住宅については40㎡)以上280㎡以下であること
- ③居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

■減額される期間・税額

新築後5年度分(中高層耐火建築物については7年度分)に限り、当該住宅に係る固定資産税(1戸当たり120㎡分まで)の**2分の1が減額**されます。

※この減額措置の適用を受けた場合、従来の新築住宅の減額措置は適用されません。

■申告の方法

新築した翌年の1月31日までに、税務課窓口にある「減額申告書」に次の書類を添付の上、提出してください。

【添付書類】●長期優良住宅の認定通知書等の写し

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」(平成21年国土交通省令第3号)第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し

お問い合わせ ● 税務課資産税係 ☎ 76-5402

65歳以上の年金受給者で町県民税を納めている方

10月から町県民税の年金からの特別徴収(天引き)が始まります



65歳以上の方の公的年金所得に係る町県民税については、原則として10月支給分の年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

これは町県民税の納税方法のみを変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。

(詳細については、広報たこ8月号以降でお知らせします。)

お問い合わせ ● 税務課課税係 ☎ 76-5402